人事異動

内閣府

村岡富美雄　願に依り独立行政法人評価制度委員会委員を免ずる（八月四日）

法務省

（東京地方裁判所判事）判事　土田　昭彦　検事一級（東京高等検察庁検事）に任命する

（東京地方裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　井町　大慧　検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する

金融庁に出向させる

東京地方検察庁検事に併任する

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　田中健太郎

（同）同　溝端　寛幸　外務省に出向させる

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（各通）（以上八月一日）

運輸安全委員会

（事務局審議官）国土交通事務官　三好　紳介　辞職を承認する（七月三十日）

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　川西　徹　事務局審議官に昇任させる

（事務局長）同　岸本　邦夫　国土交通省に出向させる

（国土交通省大臣官房審議官）国土交通技官　松原　裕　事務局長に昇任させる

（事務局総務課長）国土交通事務官　下野　元也　国土交通省に出向させる

（海上保安庁交通部企画課長）海上保安官　野澤　和行　国土交通事務官（事務局総務課長）に転任させる（以上七月三十一日）

官庁報告

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人宮沢昭彦は願により公証人を免ぜられた。

下三**徳**紘は公証人に任命され、東京法務局所属公証人宮沢忠彦の後任を命ぜられた。

札幌法務局所属公証人遠藤和正は願により公証人を免ぜられた。（以上七月三十一日）（法務省）

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条の規定に基づき、都道府県労働局ごとに指名した関係労働者及び関係事業主を代表する者のうち、平成25年10月１日付けで指名した者（これらの補欠として指名された者を含む。）については、本年９月30日をもってその在任予定期間が経過することとなるため、新たに同法第５条及び同法施行令第２条第２項の規定に基づき、当該都道府県労働局ごとに、関係労働者及び関係事業主を代表する者を指名する必要がある。

ついては、資格のある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年８月７日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　別紙様式の推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成27年８月21日

４　推薦書等の提出先　都道府県労働局職業安定部雇用保険主管課

別紙様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名（印）

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係（労働者・事業主）を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注意事項）

１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合はその全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者が所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国土調査の成果の認証の公告

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十七年七月二十四日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十七年八月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　成果の名称

（一）平成二十五年度都市部官民境界基本調査図及び平成二十五年度都市部官民境界基本調査簿

（二）平成二十六年度都市部官民境界基本調査図及び平成二十六年度都市部官民境界基本調査簿

（三）平成二十五年度山村境界基本調査図及び平成二十五年度山村境界基本調査簿

（四）平成二十六年度山村境界基本調査図及び平成二十六年度山村境界基本調査簿

（五）平成二十六年度補助基準点網図及び平成二十六年度補助基準点測量成果簿

二　前項（一）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　神奈川県藤沢市、静岡県焼津市、沼津市、富士市、南伊豆町、西伊豆町、三重県桑名市、伊勢市、尾鷲市、大阪府大阪市、堺市、大分県臼杵市の一部

三　第一項（二）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　北海道小樽市、茨城県筑西市、千葉県流山市、東京都杉並区、神奈川県藤沢市、愛知県名古屋市、三重県伊勢市、津市、滋賀県大津市、草津市、大阪府豊中市、兵庫県芦屋市、奈良県上牧町、鳥取県境港市、佐賀県佐賀市、熊本県熊本市、宮崎県高鍋町の一部

四　第一項（三）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　鹿児島県十島村の一部

五　第一項（四）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　群馬県藤岡市、富山県立山町、石川県白山市、島根県津和野町、佐賀県みやき町、大分県津久見市の一部

六　第一項（五）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　北海道足寄町、栃木県佐野市、埼玉県三芳町、富山県高岡市、山梨県早川町、愛媛県八幡浜市、高知県高知市の一部

公告

諸事項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ハクエイ堂株式会社

２．住所　東京都千代田区神田小川町３－11－２

３．代表者の氏名　代表取締役　梅林　栄一

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第950号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成28年２月７日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成27年８月７日

関東財務局長　乙部　辰良